

税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。
本年度も商工会各支所では税理士を招聘して税務相談会
(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。
ご希望の方は商工会各支所までお申し込み下さい。
支所によって日程・時間帯が違いますのでご注意下さい。

相談時 ご持参いただくもの

- 前年度(平成25年)の申告書・決算書
- 税務署から送付された平成26年の決算書・申告書・消費税申告書(対象者のみ)
- 年金受給・給与所得がある方 それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書 国民健康保険料、国民年金、国民年金基金、健康保険、厚生年金
- 減価償却資産 建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品
で平成26年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの～取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書 生命保険証明書(一般生命・介護医療・個人年金)、地震保険証明書、
小規模企業共済証明書



◆◆◆ 相談会日程 ◆◆◆

- 豊田町支所：平成27年 2月25日(水) 午後2時～午後4時
- 豊浦町支所：平成27年 2月26日(木) 午後2時～午後4時
- 菊川町支所：平成27年 3月 2日(月) 午後2時～午後4時
- 豊北町支所：平成27年 3月 6日(金) 午後1時～午後3時

・・・詳細は各支所にお問い合わせ下さい・・・

● 会員事業所情報 提供のご案内 ●

会員皆さんのチラシやパンフレット等を「商工会報」発行時に配布いたします。

- 配布するチラシ等は、事業所にてご用意下さい。
- 配布先は、下関市商工会 全会員事業所です。(約1,100枚)
- 年3回の「商工会報」発行時のみの配布(受付)となります。
- 詳細は各支所へお問い合わせ下さい。

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625

豊北町支所 083-782-0147

豊田町支所 083-766-1119

菊川町支所 083-287-0204

会 報

下関市商工会 083-772-0625

第21号

発行日
平成26年12月26日



目次

■年末のご挨拶 会長 杉井幸太郎	1
■会員親睦交流会の ご案内	
■共済制度 商工貯蓄共済 小規模企業共済	2
■労働情報 山口県の最低賃金 改正パートタイム労働法	3
■税務相談会の お知らせ ■会員事業所情報 提供のご案内	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に3回の会報発行を予定しています。

年末のご挨拶

会長 杉井 幸太郎

毎年選ばれる今年の漢字。今年の漢字は「税」でした。皆様の大方の予想が当たったのではないのでしょうか。この後には、「熱」「嘘」「災」「雪」と続きました。雪といえばディズニー映画「アナと雪の女王」が観客動員数が2,000万人を超え興業収入250億円という空前のヒット作となりました。劇中楽曲の「レット・イット・ゴー」から「ありのままで」「レリゴー・レリゴー」の歌声を皆さんも一度ならず耳にされたことと思います。古くはビートルズの楽曲で「レット・イット・ビー」がありました。(1970年・大阪万博)「レット・イット・ビー」も「あるがままに」と日本語訳がされていますが、「レット・イット・ゴー」は「ありのままの自分を認めて」という意味で解釈され発展的な意味合いと捉えられており、現代の風潮、時代の流れが感じられます。

さて税に話を戻しますが、安倍首相は消費税率10%への引き上げは当初の予定から1年半延ばし2017年(平成29年)4月とし、併せて再度の延期は行わないと明言しました。

消費税率引上げの前提条件として、軽減税率の導入が政治的に不可避となることが予想され、特に食料品の扱いを中心に具体的な仕組みが検討されると思われます。しかし外食産業が食料品の譲渡かサービスの提供か、外食は贅沢なのかといった議論も予想されます。他にも書籍、新聞、医薬品、公共料金等々が狙上に上がるでしょう。

しかし何といたしましても中小・小規模事業者にとって、消費税の複数税率化は、仕入税額控除等の諸制度、事業者の区分経理の事務負担、店頭での混乱等様々な影響を及ぼすことが予想され軽減税率の導入には慎重に審議していただきたいものです。

同封しております会員交流会のご案内ですが、会員が一堂に会する絶好の機会です。積極的なご参加をお待ちしています。

最後になりましたが、会員の皆様、ご家族の皆様のご健康ご多幸を祈念し年末のご挨拶とさせていただきます。

では、皆様良い年をお迎え下さい。

下関市商工会 会員親睦交流会

平成27年 2月6日(金) 12:00~

豊田町 一の保温泉グランドホテル

平成27年1月13日(火)より各支所で受け付けます。(先着200名)

詳細は、別紙または各支所へお問い合わせ下さい。

商工貯蓄共済

安くて安心！商工会員だけのお得な共済

月額 1口 2,000 円

商工貯蓄共済制度は、山口県商工会連合会が国の承認を得て実施しているもので、ひとつの掛金で「貯蓄」「融資」「保障」＋「医療保障（貯蓄共済に加入されている方のみ加入できます。別掛金）」の4つの備えが出来る中小企業者のための共済制度で、会員の皆様の福利厚生の実、健全経営のための有効な資金活用を目的として各市町村の商工会が運営しています。



**ためる
貯蓄**

将来の資金づくりに最適
知らず知らずに貯まります。
定期預金扱いで自己資金を貯蓄



**活かす
融資**

手軽に事業資金を調達
長期で低利の有利さです。
積立金範囲内、保証協会付融資があります



**安心
保障**

家族みんなの確かな安心
全国規模の集団扱いなので、
安い保険料で大きな保障



小規模企業共済

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

小規模企業共済制度の加入対象者の範囲が拡大されました

「小規模企業共済法施行令」が改正され、「宿泊業」と「娯楽業」について、小規模企業共済制度の加入対象者の範囲が拡大されました。

平成26年4月1日からは、常時使用する従業員が6人以上20人以下の「宿泊業」または「娯楽業」を営む方（個人事業主、共同経営者、会社の役員）も、小規模企業共済制度にご加入いただけます。

「宿泊業」と「娯楽業」の小規模企業共済の加入資格について

平成26年3月31日まで （従来の加入資格）	常時使用する従業員数が5人以下の個人事業主、 （※）共同経営者または会社の役員
平成26年4月1日から （新しい加入資格）	常時使用する従業員数が20人以下の個人事業主、 （※）共同経営者または会社の役員

※ 共同経営者は、個人事業主1人につき2人まで。



山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。
使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできませんのでご注意ください。

最低賃金の名称	最低賃金	効 力 発生の日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1 時間		
山口県最低賃金	7 1 5 円	26.10. 1	

最低賃金の名称	最低賃金 1 時 間	効 力 発生の日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
特 定 （ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	8 5 0 円	◇高炉による製鉄業 ◇非鉄金属素形材製造業のうちの非鉄金属鍛造品製造業	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ◇倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	7 7 6 円	◇自動車用ワイヤハーネス製造業 ◇民生用電気機械器具製造業 ◇医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
	輸送用機械器具製造業	8 2 2 円	◇航空機・同附属品製造業 ◇産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ◇その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ◇手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー	7 3 7 円		◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

平成27年4月1日から

改正パートタイム労働法が施行されます！！

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、事業主に以下の措置が義務付けられます。

- ① パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明
- ② パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備
- ③ 文書の交付等により明示しなければならない事項に「相談窓口」の追加

改正パートタイム労働法について詳しくは
山口労働局雇用均等室（Tel 083-995-0390）まで